

まずはここへGO!

創業するなら
西東京市

起業・創業のワンストップWebサイト

“西東京市創業ポータル”

http://sogyo-portal.com

をご利用ください!

西東京市の創業に関連する情報を各ウェブサイトから集約した、「西東京市創業PORTAL」。

セミナー情報はもちろん、事業計画作りから資金調達など、必要な情報をワンストップで入手できます。ぜひご活用ください!

西東京市創業ポータル

検索

セミナーや交流会の情報や、創業サポート施設の最新情報も!

特定創業支援事業

創業ポータルに学ぶ・実力をつける!

知る 創業カフェ

『起業・創業に向けて何から始めたいの?』『市の支援制度や国等の補助金情報を知りたい』など気軽に参加できる1時間半のグループコンサルティング形式の講座です。創業支援マネージャがお一人おひとりに合わせた支援についてご案内します。また、参加者同士で創業に関する課題や悩みについて話し合ったり、交流の場としてもご利用いただけます。詳しくは、西東京市創業・経営革新相談センターへ

学ぶ 創業基礎・専門セミナー

各回テーマを絞って、創業や経営の基礎知識について学べる2時間程度の講座です。

磨り下げる 創業スクール

創業や経営に関わる知識を継続的に学び、事業計画書の作成を目指します。創業に必要な人脈づくりにも力を入れています。受講後、市の発行する証明書

どんな優遇措置を受けることができるの?

優遇措置 1

会社^{※1} 設立時の登録免許料が半額^{※2} されます。

【対象】創業前、または個人事業主として創業後5年未満の方のうち、特定創業支援事業による証明を受け、西東京市内で念・合資・合資会社又は株式会社を設立する方。
【手続き】設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出ください。

※1 株式会社、合資会社、合資会社又は合資会社設立時
※2 株式会社：資本金の0.7%の登録免許料が0.35%に軽減 (最低額15万円→7.5万円)
合資会社：資本金の0.7%の登録免許料が0.35%に軽減 (最低額10万円→7.5万円)
合資会社又は合資会社：14につきの内の登録免許料が3万円に軽減
【注意】市外在住の方も、本支援事業の特典を受けられます。
【注意】市の市区町村で実施する場合には、西東京市の証明書の提出による優遇措置を受けることはできません。

優遇措置 2

西東京市独自の創業融資あっせん制度をはじめとする創業融資における優遇措置を受けることができます。※別途審査があります

国の制度「特定創業支援等事業」による優遇措置なども分かりやすく解説!